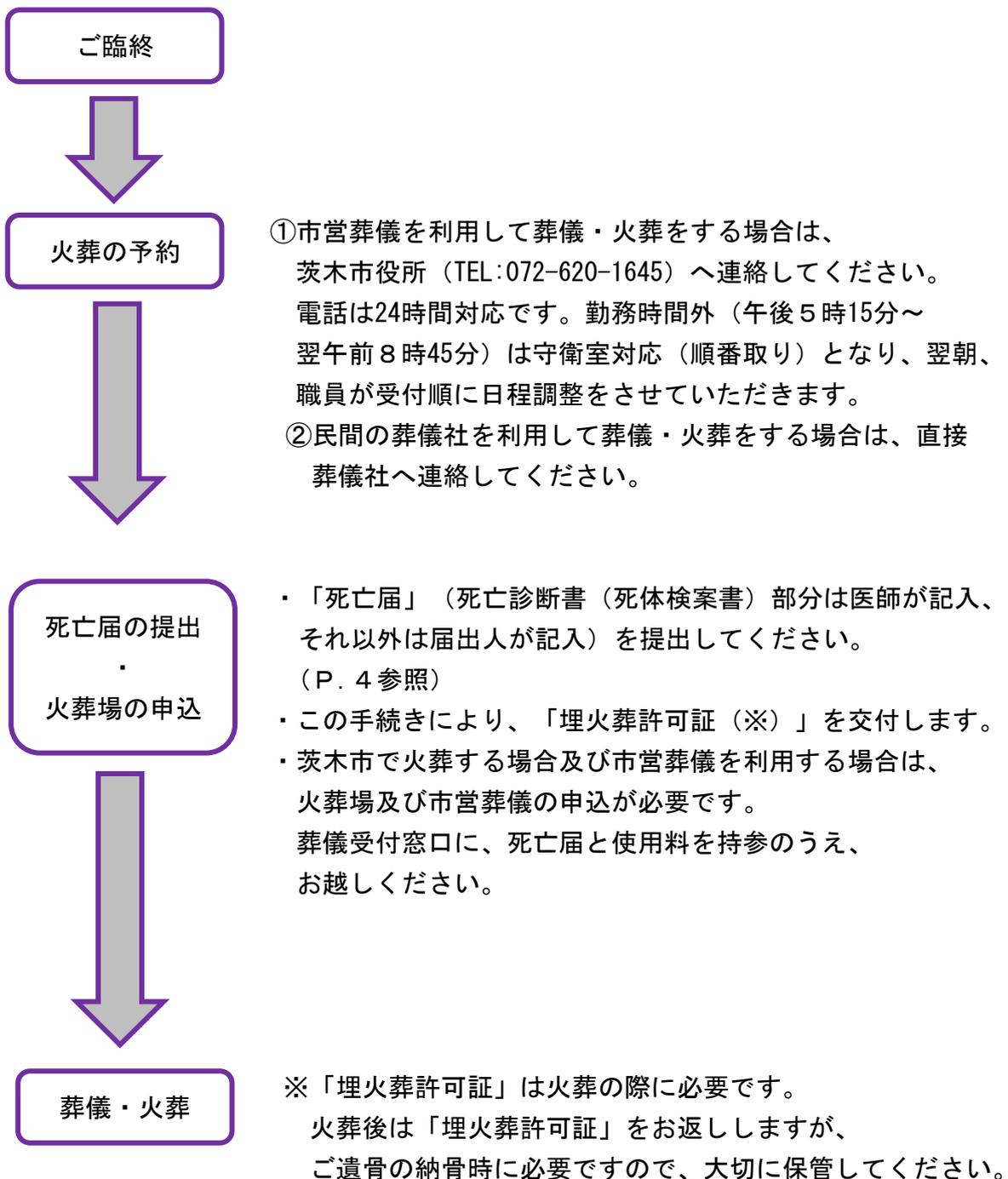


1. ご家族等が亡くなったとき

(1) 火葬について

ご家族等が亡くなったときには、火葬場の予約と死亡届の提出が必要です。
茨木市の火葬場で火葬をする場合の手続きと、死亡届の提出方法をご案内します。
なお、葬儀社などに、こちらの手続きの代行を依頼することもできますが、下記の手続きについてご一読ください。



(2) 死亡届の提出について

ご家族等が亡くなった場合、医師や病院から受け取った「死亡届（死亡診断書（※死体検案書）含む）」の提出が必要です。詳細は下記をご確認ください。

届出人	<ul style="list-style-type: none">・ 故人の親族・ その他の同居者・ 家主・ 地主・ 後見人等・ 家屋管理人
届出地	死亡地、故人の本籍地、届出人の住所地いずれかの市区町村 ※ 茨木市で提出の場合 茨木市役所 本館 1階 市民課（3-②番窓口）TEL:072-620-1621
提出期限	国内で死亡したときは、死亡の事実を知った日から7日以内
届出に必要なもの	死亡届（死亡診断書含む）1通 ※ 死亡診断書（死体検案書）については、各種手続きに必要な場合がありますので、死亡届の提出前にコピーを取ることをおすすめします。

(3) 市営葬儀について

市では、簡素・安価で、安心して利用できる市営の葬儀業務を行っています。
市営葬儀の詳細は、市民課（5-①番窓口 TEL:072-620-1645）へお問合せください。
注：市営葬儀を利用できるのは、故人あるいは喪主が茨木市民の場合に限られます。



(4) おくやみコーナーについて

ご家族や身近な方が亡くなった場合は、さまざまな手続きが必要になります。

本コーナーでは、ご遺族の負担を減らすため、これまで各窓口で行っていた手続きに関する必要書類の作成や受付を行います。

本コーナーをご利用の場合は、事前予約をお願いしています。

なお、本コーナーを利用せず、直接各窓口へ行ってお手続きすることもできます。

その際は、事前に手続き一覧（P. 8以降）か、市ホームページ内の手続きナビゲーションで該当する手続きを確認したうえで、来庁することをおすすめします。

🏠 手続きナビゲーション (<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/navigation.html>)



また、どこに相談すればよいかわからない場合は、本コーナーにお問合せください。

予約	受付期間	利用希望日の30日前～2日前（※土・日・祝除く）まで ※ 例：利用希望日が月曜日の場合、予約締切は、前週の木曜日です。
	方法	<p>【web】… 予約専用フォーム https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/shiminseikatsu/menu/shiminsodankakari/about_okuyami_corner/ookuyami_corner.html </p> <p>【電話】… 専用ダイヤル：072-647-2919 （平日午前8時45分～午後5時15分）</p> <p>【来庁】… 茨木市役所 南館1階 市民生活相談課 （平日午前8時45分～午後5時15分）</p>
開設日時	平日 午前9時15分～午後4時 利用時間 ①午前9時15分～10時30分 ②午前10時45分～正午 ③午後1時15分～2時30分 ④午後2時45分～4時 （土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません）	
開設場所	茨木市役所 南館1階 情報ルーム内	
取扱内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所で行う手続き（P. 8～11参照） ・住民票・戸籍の取得支援を行います。 	
持ち物	P. 7の持ち物をお持ちください。 故人のものが見当たらない場合は、当日その旨をお知らせください。	

◆おくやみコーナーをご利用になる方へのお願い

- 1 すべての手続きの受付やご案内を、本コーナーでできるものではありません。
本コーナーでの手続き終了後に、担当窓口に行ってください。後日、
手続きが必要になる場合があります。
- 2 故人が茨木市で住民登録されている場合のご案内になります。
茨木市以外の方の場合、十分なお案内ができませんので、住民登録地の市区町村に
ご相談ください。
- 3 茨木市に本籍や住民登録があっても、死亡届を茨木市以外の市町村に提出された
場合は、死亡事項の記載がある住民票（除票）、戸籍・除籍（謄本・抄本）の交付に
日数を要しますので、ご了承ください。
※死亡日等の確認のため、死亡届の写しをご持参ください。
- 4 利用状況によっては、お待ちいただく場合があります。ご了承ください。

